

## 平成14年11月定例会会議録

### 1 日時

平成14年11月21日（木） 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時00分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席委員

委員長 高木 恒雄  
委員長職務代理者 村瀬 光一  
委員 砂田 清子  
委員 数野 美つ子  
教育長 落合 護

### 4 出席職員

教育次長 石毛 成昌  
学校教育部長 皆川 征夫  
生涯学習部長 石井 英一  
学校教育部次長 島田 泰三  
生涯学習部次長 阿部 忠弘  
管理部参事兼総務課長 加藤 嘉美  
管理部参事兼財務課長 高橋 恒男  
管理部参事兼施設課長 松本 秀男  
学校教育部参事兼指導課長 坂口 和治  
学務課長 山岸 信和  
保健体育課長 後藤 宏行  
社会教育課長 河野辺 則夫  
文化課長 大橋 武彦  
青少年課長 福地 幹夫  
生涯スポーツ課長 稲田 時男

### 5 議題等

報告第12号 職員の任免について  
議案第47号 船橋市立七林小学校用地の変更について

議案第 48 号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

議案第 49 号 平成 15 年度船橋市立船橋養護学校高等部第一学年入学者募集要項について

議案第 50 号 (仮称) 船橋市民文化創造館の取得について

議案第 51 号 文化芸術ホールの設置について

議案第 52 号 船橋市民文化ホール条例の一部を改正する条例について

その他

## 6 議事の内容

**【委員長】** 開会宣言 午後 2 時

ただ今から教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

承認します。

**【委員長】**

今回の教育委員会定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1 名より申し出がございました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

**【委員長】**

傍聴人にお願がございます。お渡しいたしました遵守事項をよく守っていただき傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第 50 号、51 号及び 52 号については市長に対する意見の申し出ですので、審議は非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

議案第 50 号「(仮称) 船橋市民文化創造館の取得について」、議案第 51 号「文化芸術ホールの設置について」及び議案第 52 号「船橋市民文化ホール条例の一部を改正する条例について」は船橋市教育委員会会議規則第 14 条の規定により、審議は非公開といたします。

それでは、教育長の臨時代理の報告からさせていただきます。

**【総務課長】**

報告第 12 号「職員の任免」につきましてご報告申し上げます。船橋市教育委員会組織規則第 3 条の 2 第 1 項の規定によりまして、教育長の臨時代理により職員の任免につきま

して決定いたしましたので報告させていただきます。

平成14年11月1日付で、県費負担教職員として任用されていた指導課主幹林克成でございますが、平成14年10月31日付で退職いたしました。

このことにつきましては、おわびと訂正をさせていただきたいわけですが、10月17日、先月の定例会に、この職員の県への内申の議案を上程させていただきました。本来ならば、その議案を上程する前に退職の件を議案として上程すべきだったものでございます。内容が後先になったわけでございますけれども、薬田台小学校の校長が病気により休職をいたしましたので、その後任として11月1日付で指導課の林主幹が校長で着任をしたということでございます。おわびして訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

**【委員長】**

ただ今の件について、ご質問等ございますか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

続きまして、議案第47号を審議いたします。

議案第47号「船橋市立七林小学校用地の変更について」施設課説明願います。

**【施設課長】**

議案第47号「船橋市立七林小学校用地の変更について」ご説明いたします。

案内図をごらんください。七林小学校南側の通学路は、現在、学校用地で、昭和55年の学校開校当時から市道5701号線と市道5706号線とを結ぶ公衆用道路でもあります。この学校用地について道路管理者と協議を重ね、道路管理者への財産移管が最良との意見が得られましたので、学校用地592.44平方メートルを用途廃止し道路用地として移管するものでございます。

なお、この件につきましては学校側と協議し、学校管理運営上支障のない旨、回答を得ております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【委員長】**

ただ今説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【委員】**

この道路は太さというか、車が十分通れる道路ですか。

**【施設課長】**

校門までは6メートル幅でございます。その先は2メートル幅になっておりまして、2メートル幅については将来的には歩行者専用の道路となる予定でございます。

**【委員】**

今も車も通っていないということですね。

**【施設課長】**

そのとおりでございます。

【委員長】

他に何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。議案第47号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第47号については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第48号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」学務課説明願います。

【学務課長】

議案第48号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」ご説明申し上げます。

1点目は、県勤務時間条例の改正により育児を行う職員の深夜勤務の制限を請求できる職員の範囲が緩和されたため、様式の一部の変更をいたしました。しかし、実際のところ、育児及び看護が必要な職員に対しましては、本人が制限の請求をするまでもなく、学校長の判断において泊を伴う校外学習、例えば修学旅行等、あるいは緊急の場合の宿直勤務等の深夜勤務を割り振らないよう現在でも配慮しているところでございます。したがって、平成11年にこの制度が整備されてから現在まで、この制度による深夜勤務の制限を請求してきた職員はおりません。ただし、法の整備がありますので一部改正するというところでございます。

2点目につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満へ引き上げられたため、様式中の文言を整備し、同時に県立学校服務規程と同様の様式に変更いたします。また、様式の変更にあわせて添付書類等の見直しを行いました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

【委員長】

ただ今説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

確認ですけれども、深夜勤務等については法律では定められていないけれども、従来から校長の裁量権でそういうことが割り振られていない状況に船橋はあったということですね。

【学務課長】

法律では定められておりますけれども、そういうことは学校長が職員の服務を監督する

上で、そういう状況があるということで、そういう勤務をさせないように学校長が配慮する。ですから、実際にはそういう請求を出されなくても、やっていますよという内容でございます。

**【委員】**

わかりました。それと、今まで育児休業は1歳未満であったけれども、これからは3歳未満の子供がいる方が請求できるということに変わったということですね。

**【学務課長】**

そういうことでございます。

**【委員長】**

他にございますか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、お諮りいたします。議案第48号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

議案第48号については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第49号「平成15年度船橋市立船橋養護学校高等部第1学年入学者募集要項について」指導課説明願います。

**【指導課長】**

議案第49号「平成15年度船橋市立船橋養護学校高等部第1学年入学者募集要項について」ご説明いたします。

船橋市立養護学校管理規則第22条によりまして、船橋市立船橋養護学校高等部に入学する生徒の募集及び入学者の選抜の方法等について定める必要がございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【委員長】**

何か変わったところはございますか。

**【指導課長】**

特別ございません。

**【委員長】**

ご意見、ご質問等はございますか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、お諮りいたします。議案第49号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第49号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号を審議いたしますので、傍聴の方は退場願います。

(傍聴人退場)

【委員長】

それでは、議案第50号「(仮称)船橋市民文化創造館の取得について」審議いたしますが、議案第51号「文化芸術ホールの設置について」及び議案第52号「船橋市民文化ホール条例の一部を改正する条例について」は関連する議案ですので、一括して審議したいと思います。議案第50号、51号、52号について、文化課一括して説明願います。

議案第50号「(仮称)船橋市民文化創造館の取得について」、議案第51号「文化芸術ホールの設置について」及び議案第52号「船橋市民文化ホール条例の一部を改正する条例について」は、文化課長より一括説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。各委員から他に何かございませんか。

ないようでしたら、これで教育委員会11月定例会を閉会いたします。

【委員長】 閉会宣言 午後3時

## 11月定例会議事日程

日時 平成14年11月21日(木) 午後2時

場所 教育委員室

委員長開会宣告

第1 前回会議録の承認

第2 報告第12号 職員の任免について

第3 議案第47号 船橋市立七林小学校用地の変更について

第4 議案第48号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

第5 議案第49号 平成15年度船橋市立船橋養護学校高等部第一学年入学者募集要項について

第6 議案第50号 (仮称)船橋市民文化創造館の取得について

第7 議案第51号 文化芸術ホールの設置について

第8 議案第52号 船橋市民文化ホール条例の一部を改正する条例について

第9 その他

委員長閉会宣告